

江東区コンプライアンス推進委員会設置要綱

令和6年7月17日

6 江総総第1000号

(設置)

第1条 江東区におけるコンプライアンスを全庁的に推進するため、江東区コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) コンプライアンスの推進に係る取組に関すること。
- (3) 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（令和5年5月1日5江総総第480号）の運用に関すること。
- (4) 利害関係者との接触に関する指針（令和5年5月1日5江総総第481号）の運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部を担任する副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部を担任する副区長以外の副区長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、特別の事項を検討させるため必要があるときは、委員会に幹事会を置くことができ、幹事会の構成員は、委員のうちから委員長が指名する。

(部会)

第5条 委員長は、委員会における検討に必要な事項について調査及び検討す

るため、部会を置く。

2 部会長は、総務部コンプライアンス推進担当課長をもって充てる。

3 部会の構成員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

(庶務)

第6条 委員会、幹事会及び部会の庶務は、総務部総務課コンプライアンス推進担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、健康部次長、こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長

別表第2 (第5条関係)

行政管理担当課長、広報広聴課長、情報システム課長、総務課長、職員課長、経理課長、危機管理課長、会計管理室次長、庶務課長